

北海道地域農業研究所 第七回通常総会記念講演

とき 平成九年五月十九日
ところ 札幌市共済ビル

北海道農業・農村振興条例への期待

—新たな農業基本法との関連において—

北海道大学農学部 教授 太田原 高昭

記念講演

△司会▽ 第七回通常総会の記念講演につきまして「北海道農業・農村振興条例への期待」ということで北海道大学の太田原先生からご講演をお願いします。

この農業・農村振興条例というものは、先ほど道農政部梨木室長からも紹介がございましたが全国の都道府県で初めての条例の制定ということで非常に期待されています。

プロフィールを若干紹介いたしますと、太田原先生は現在北海道大学農学部農業経済学科の教授でございます。北海道農業・農村振興審議会の委員となっておりますが、この条例を作るときには総合部会の部会長をされておりまして振興条例に深く関わってこられました。現在は審議会の会長として振興条例を推進していく為に先頭に立つてやつていかれることで非常にこの振興条例については深い認識を持つておられます。そういう意味でこれまで携わつてこられた経過、そして今後の方に向こうとして太田原先生にこれからご講演をお願いします。

今日はこのあいだ道議会を通過して制定されました農業・農村振興条

一、北海道農業・農村振興条例の意義

(一) 都道府県初の振興条例

△太田原▽ ご紹介いただきました太田原でございます。今日は地域農業研究所の第七回総会という大変意義深い場でお話をさせていただくと

いうことで大変緊張しております。

地域農業研究所につきましても、私はこの前身の佐伯顧問が会長をなさつておりました北海道農業・農協問題懇話会の時代から携わつてありますし、設立の手続きにもいろいろ参加をしてきた立場から、この研究所がこれだけ立派な組織になり、道内の各方面から強い期待を受けているということを大変喜ばしく思っております。これまでいろいろとお話をありましたが、北海道農業にとって昨今の大変大事な時期にあたつて、研究所の役割が益々大きくなるだろうというふうに強く期待をしている一人でございます。

大田原 高 昭(おおたばら たかあき)さん

研究所第7回



▲大田原教授

略歴

- 1939年 福島県会津若松市生まれ
1963年 北海道大学農学部農業経済学科卒業
1968年 北海道大学農学部農業経済学科博士課程修了
北星学園大学経済学部講師
1971年 北海道大学農学部
1977年 農学博士
1990年 北海道大学農学部農業経済学科教授
(農協論講座担当)

主な役職

- 北海道農業会議常任委員
北海道農業振興審議会委員
生活協同組合コープさっぽろ監事
北海道地域農業研究所理事

主な著書

- 「地域農業と農協」(1979年日本経済評論社)
「明日の農協」竹内哲夫教授と共に(1986年農文協)
「国際農業調整と農業保護」共著編(1990年農文協)
「系統再編と農協改革」(1992年農文協)
「北海道農業の思想像」(1994年北海道大学図書刊行会)

例について、特に中央で進められております農業基本法の見直し作業との関連でその内容、意義などについてお話ししないといつ事でござります。大先輩を前にして緊張しておりますが、先ほどご紹介にもありますように、審議会の総合部会長という責任ある立場で携わってまいりました関係で、その審議の内容等も含めたら報告を申し上げ、併せて今後この振興条例をどう活かしていくたら良いのかという事についてお話をされるのが義務だらうと存しまして、お引き受けした次第でございます。只今の幸さんのお話にもありましたように、農業・農村振興条例、というのは都道府県レベルでは全国で初めてでございます。基金を設置するとか補助金を出すとかいうような非常に部分的な条例はもちろんありますし、市町村レベルでは道内でも旭川市などは、かなり体系だつた大変優れた農業振興条例を持つておりますが、都道府県レベルの総合的な振興条例は今回の北海道が初めてということになります。道議会でも期待したほど活発な議論が行われたとは言えませんけれども、最近の議会は全会派一致ということは殆ど無いのですが、それでも珍しく全会派一致通りました。この条例についてはいろいろ条件は付いているようですが全会派異議なしということです。道議会も農業振興に向けて全道民一丸となつて当たるのだという模範を示してくれたのかなと思つてあります。

この農業振興条例につきましては、一昨年から実質的な準備が始まっています。私たち農業振興審議会としては、昨年一年間この審議を続けてきましたということになります。これは先ほど梨木室長さんの話にもありましたように、道の事務局としても大変意欲的に取り組んだということが言えると思います。今日は各団体、機関からたくさんの方が会場にお見えでござりますけれども、それぞれの機関、団体でかなり縦密なヒアリングが行われてありますし、様々な意見を道の側に提供しておられるはずです。それがどの程度活かされたかということについては、それぞれの団体の評価があると思いますけれども、出来るだけ農業関係だけで

はなくて経済団体あるいは消費者団体も含めて、かつてなく多くの聞き取りヒアリングを行っています。それだけではなくて一般道民にも参加していただきということで、様々なマスメディアを通じまして一般的な道民の農業・農村振興条例に対する意見の公募を行つております。こういふ手続きも今まであまり例のなかつた事だと思います。事務当局でまとめました道民の団体や個人から提出された意見は、大体すらつと並べますと二、四〇〇項目にのぼるという非常に膨大なものです。そういう準備をふまえまして農業・農村振興条例というものが出来ました。

このようにかなり大々的な準備のもとで全国初の農業・農村振興条例を作つた背景というのは、これもいろんな方が論じておられます。

私が考へても二点ぐらい挙げられようかと思います。一つは何と言いましてもガット・ウルグアイラウンドの農業合意の受諾によりまして、WTO体制のもとで日本の農業が非常に困難な状況に直面したこと。その中

で特に専業地帯である北海道はとりわけ困難が大きい。これも今日の総



▲北海道地域農業研究所
理事長 上田 恒夫

かということに対して、明確な態度表明というものが必要になつてきました

ことが誰が何と言つても一番大きな背景だらうと思います。

それから農業・農村に留まらずその影響が広く北海道経済全体に及んでいると言つことです。農業が基幹産業としての役割を多くの地域で果たしている中で、農業が陥没する、離農が増えるということは直ちに地域経済の陥没に繋がります。離農が増えるに従つて商店街でシャツターケを閉める店が増えてきたという状況が日常的に見られます。そういう中で農業関係者だけではなく多くの人が農業の状態をどうするのかという危機感を持つに至りました。非常に象徴的なのは、道の経営者協会が戸田会長を先頭に農業問題研究会と/orのを作りまして、大々的な農業問題の研究に着手しているということがございます。残念ながら全国的には経済界と農業界というのはガット・ウルグアイラウンド以降ずっと対立関係にあります。北海道については経済界も農業を基幹産業、基礎産業というふうに認めまして、これの危機に対しても経済界としてもき

ちんとした手を打たなければならぬ。そういう意味では農業振興についての道民的合意、国民的合意が課題になつてゐます。私は道民の合意というのは基本的に形成されているのではないかと思います。そういう状況が一番目の背景としてあるということです。

それからもう一つは全国的に言えることです。が農業が、この間農業基本法が制定された時期に比較しても、ある意味では地域的な特色を強めてきたということありますし、ある意味では地域的な落差が非常に大きくなつたといつことで、全国一的な手法による農業振興はなかなか難しくなりました。やはり各地域、都道府県ごとに自分の地域農業をどうするのかという事について手法も含めて明らかにする必要が出てきています。もっぱら「霞ヶ関」に期待してそのうち農水省で何か決めてくれるだらうというような訳には行かなくなりました。

今最も危機感を強めている北海道がたまたまトップを切つた形ですが、各都府県が強い関心を持っておりまして、道にも様々な問い合わせが来ているようでありますし、おそらく北海道に統いて何々県農業・農村振興条例というようなものが各地から出でてくるのではないかだろうか。そういう点で北海道が先鞭を付けたといつては意義のある事だと思つております。

(二) 振興条例の中身

その振興条例の中身につきましては、全部で三五条からなつてあります。長くなりますが道の方で作成しております「北海道農業・農村振興条例の構成」ということで三枚ほどにまとめたものを資料として付けております。若干説明いたしますと、まず前文がありましてこの前文が振興条例の性格、あるいはこれに対する道としての決意のようなものが書かれていますが、これだけについてはなかなかいい文章ですし短いので読み上げさせていただきたいと思います。「北海道の農業は恵まれた自然と豊かな大地の下で、先人たちのたゆみない努力の積重ねを礎に、北

海道の経済を支える重要な産業として発展を遂げ、今日、生産性の高い大規模で專業的な農業経営が展開されている。私たちは、北海道の農業が道民のみならず広く国民に食料を安定的に供給するなどの役割を担つており、農業・農村の振興が地域の経済社会の健全な発展に寄与していくことを改めて認識する。しかしながら、近時、農産物の輸入自由化や食料消費構造の変化をはじめ、世界的な人口増加、環境問題など農業・農村を取り巻く状況が大きく変動する中で、農業経営の安定や農村の活性化をこれまで以上に図ること、さらには食料自給の在り方を見直すことも求められている。このような状況に直面している農業を魅力のあるものとし活力のある農村を築き上げるには、創意工夫に富んだ手を育成し農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら安全かつ良質な食料の供給に努めていかなければならない。また、環境と調和した農業を推進することも、国土の保全、良好な景観の形成といった農業・農村が有する多面的な機能を増進することが重要である。加えて農業・農村の振興を進めていくためには、新しい時代を切り拓くという農業者自らの意欲はもとより、次代を担う子供たちと私たちがともに農業・農村について積極的に学ぶことが大切である。このような考え方方に立つて、北海道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくため、この条例を制定する」ということであります。ここに要点が書いてありますように、本道農業の位置づけ、特色から始まって、農業・農村の基本的な役割、とりまく状況の変化、魅力ある農業、活力ある農村を築くための取り組み、それから道民が農業・農村から学ぶということを言つてあります。最後に農業・農村を貴重な財産として育み将来に引き継ぐという、これはこういう状況の中で農業・農村を演してはいけない。将来に引き継ぐのだ。それが我々の世代の子供たち…、子供たちという言葉が出てまいりますが、次代に対する責任である。そういう倫理的な事も含めてこうして宣言していることが大変大事であります。振興条例の性格というのはこの前文の中に凝縮されているの

ではないかと思つております。

それから全体で三章に分かれていますが、第一章は総則、これは田的から道の責務、市町村の責務それから年次報告の議会への提出を義務づけています。一番の核心部分は第二章で、第一節に農業・農村の振興に関する基本施策ということで、その基本方針が書いてあります。

この基本方針は第五条に五点掲げられておりまして、

一、収益性の高い地域農業の確立を図ること

二、多様でゆとりのある農業経営を促進すること

三、農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上を図ること

四、環境と調和した持続的発展が可能な農業を促進すること

五、豊かさと活力のある農村の構築を図ること

第三節には農業・農村の振興に関する施策等ということでどのような施策を行うかが、これが第七条から第十九条まで、条文としては極めて簡潔に書かれています。例えば第七条の農産物の安定的な生産の促進のところでは、「道は、需要の動向に応じた農産物の安定的な生産の促進のために必要な措置を講ずるものとする」以下大体それくらいの極めて簡潔、ある意味では抽象的な表現で第十九条まで道が責任を持つて行う施策について義務づけています。

それから今までには無かつたものですが、第二章に道民の理解の促進等ということを条例の中に明記いたしました。第二十一条で「道は、農業・農村に対する道民の理解の促進のために必要な措置を講ずるものとする」第二十一条では情報の提供、学習の機会の充実というふうにやや具体的な規定をしてあります。これが「スマート」でもかなり注目を浴びましたが、第二節第二十一条としてそのために基金を設置するということを言つてあります。「農業・農村に対する道民の理解の促進のために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、『北海道農業・農村ふれあい促進基金』を設置する」幾つかのことは予算に応じて定める額とするとこうしたこと、条例の中には設置するところが明記されています。

どれくらいの規模になるかは別にいたしまして、こういう理解促進のための財源を特別に設置するということは、この振興条例が単に農業者だけに顔を向けているのではなくて道民全体でやつていくのだということをこういう形で表しているのだと思います。

今まででは北海道農業振興審議会というのがおかれていったわけですが、第四章では改めてこれを「北海道農業・農村振興審議会」としまして、それを設置してこの条例に沿つた具体的な振興策をこの振興審議会で審議していくのだということを唱つております。以上がごく簡単に紹介いたしましたが北海道農業・農村振興条例の中身です。

(三) 振興条例をどう生かすか

恐らく皆さんも感じておられると思いますし、審議会の中でもいろいろと意見が出ました点は、「この農業・農村振興条例の規定は抽象的すぎないか」「これだけでは具体的に何をやるのかよくわからない」という意見がたくさん出されました。先ほどちょっと読み上げましたけれども、例えば第二十一条で農業経営の体質強化とあります、条文としては「道は、農業経営の体質強化を図るために、金融制度の充実、組織化及び情報利用の高度化の促進、その他の必要な措置を講ずるものとする」ということで、ちょっとこれだけでは具体的に何をやつて貢えるのかというのがよく判りません。審議会の中でももう少し具体的に述べられないけれども優先順位はどうなのか、重点の置き方はどうなのか、そういうこともよく判るようにしろというような意見もいろいろと出されておりました。しかし私も行政についての知識はあまりありませんが、農業・農村振興条例というのはそういうもので、表現自体は非常に抽象的で包括的な条文になるということです。その具体的な内容や重点の置き方は具体的な施策の中でやつしていくのだという説明でした。ですから恐らくこの農業・農村振興条例を今後活かしていくためには、むしろそれを受け取

記念講演会会場



ういう抽象的な条文を手がかりにして、それを具体的な要求に結びつけてそこから成果を引き出していくという、いわば様々な農業団体その他の政策能力が問われる事になるのだろうと思います。そういう条文が決まったから自動的に何かが出てくるだろうという受け身の姿勢では成りは立ないのでないかと思います。

たとえば農業・農村振興条例が出来たので何がどう変わるのかということで一つ非常に期待されましたが、中でもリフレッシュ基金というのが非常に大きく報道されました。二月でしたか道新ではトップ扱いで報道されました。これは具体的な担当手対策の中身として例えはどんな構想があるか、審議会で事務局から紹介していただいたものです。

後継者を育てるために、その親を作った借金については基金を作つて利子補給して後継者の負担を軽くしてやるという基金の設置を考えているというようなことが例として出されました。それが新聞に非常に大き

「報道されまして、私もあちこちで具体的にどういう事なのか聞かれました。これは非常に関心の的になりました。こういうことをやつてくれるのであれば農業・農村振興条例に強い期待が持てるということで大変好評だったのですが、残念ながら途中でややむやになりまして新年度の予算には盛り込まれず、調査費として研究を続けるということにトーンダウンしてしまいました。事務局にどうなったのか聞きますと、これは大変な話で農業の方でそういうことを考へているというのが出ると、ほかの産業でも全く同じ事で、商店街だと漁業とかみんな親の作った借金があります。特に自営業が主体になつてている産業では同じ様な問題を抱えているので、農業の方でそういうことをやるのならうちの方でもそれをやりたいと水産部だと商工観光部などからいろいろな声が出てまいりまして、財政当局がちよつと待つたということになつたわけです。そういうことでこれは少し調整研究し直す必要があるとなつたわけですが、ぜひ私たちとしてもこれは実現していただきたいと申し上げております。こういう具体的な農業・農村振興条例のもとでの目玉になる政策がいくつか出てくるということで、農業・農村振興条例を作つただけのことはあつたという期待感が強まつてゐるのだろうと思います。今までのところはあまりそういうのは見えてきませんし、リフレッシュ資金のことがあつて行政側も慎重になつてゐるようですが、ここはぜひ農業の方からのいろいろな働きかけで成果を引き出すことが大事だと思います。

非常に抽象的な表現になつていて、しかも農業経営の体質強化とか農地の利用の集積とか扱い手の育成及び確保というふうに第二節のところにいろいろな項目が並んでおりますが、これは単なる宣言立法、いやだめだ、やはり予算の裏付けを伴う政策立法でなければならぬということをいろいろなところから出されておりますが、実は全部それぞれ既存の事業の裏付けがある分野なのです。ですからうんと期待できないという見方をすると、農業・農村振興条例が出来たからといって特に新しい事をしなくとも、それぞれの項目ではちゃんと一般予算の中に計上されてい

てちやんとやつておりますと答弁できる仕掛けにもなっています。しかしながらこの条例が発足したという事で道の決意を表明したことありますし、今までとは違つ、より積極的な施策が期待出来る状況ですから、それをただ待つていいで要求を強めるという、政策能力を高めるなどが団体の側に課題として生じているのではないだろつかと考えています。審査をしていく上で行政上いろいろな制約があり、正直言つてもどかしさもあります。たとえばこの農業・農村振興条例といふことに最終的にはなりましたが、最初は北海道農業振興条例でした。農村という言葉を是非入れるということは、いろいろな団体からの意見書でもそうなつてしましましたし審議会でもそういう声が多くありました。しかしこれが案外難しいのです。農業振興条例ですと今の縦割り行政の中で比較的考えやすいのですが、「農村」ということになると教育とか医療とか上下水などいろいろなものが入ってきます。つまり縦割り行政の中では非常にカバーしにくいのです。そういう点で事務局は最後までこれについては農業振興条例で何とか通したいという事があります。最終的には道議会のやりとこれを意見書という形でこれを入れました。最終的には道議会のやりとりで農村を入れるということで決着しました。非常に良かつたと思います。縦割り行政を是正していくきっかけにもなると思っています。やはり行政独自の難しさというのがあるなと感じました。もう一つはやはり条例といふのは国の政策の範囲内で作るものであるということです。国の政策、法律に無いものについてはやはり盛り込むことが出来ないという制約があります。この点で一番問題になつたのは直接所得補償の問題です。单なる農業振興条例ではなくて農業・農村振興条例というように農村を入れるというのは、団体名で言うと道農連が一番熱心でした。この背景には政策要求としては直接所得補償、テカツブリンクというものが想定されているわけです。しかしそういうものについて振興条例に盛り込むことが出来るかというと、国の法律に無いわけですからそれを直接条例の中に書くことは出来ません。これを農業・農村振興条例と唱

うことによって、いわばそういう「デカップリンク」政策をも包含するという、手がかりにするといふ位置づけになります。ですからそういう意味では振興条例の深読みも必要になつてくるのかなと思います。

そういうことも含めてこの農業・農村振興条例が前文に書いてあるような主旨を貫徹する事が出来るかどうかといふことは、一方では農業をめぐる状況は益々厳しくなつていくわけでありますから、そういうことと日本の法律や制度がどれだけ応えていくことが出来るのかという国政への問い合わせと併せて考えていかなければならぬと思います。道がこういう農業・農村振興条例を決めたから道の農業は安心だとうことは当然ないわけです。こういう立場で、我々は北海道農業・農村を次の世代に引き渡すのだ、ここで崩してしますことなく、きちんと将来に引き継いでいくのだということを決意したからには、やはりそれに対する補償を基本的には国の政策に求めていく。この決意、姿勢が必要になつくるのだろうと思います。そういう点で現在国で見直しをかけている農業基本法及びそれに伴う諸立法への問い合わせといふものが既にこの中に含まれているというふうに私たちは考えております。

そういう立場から、道の農業・農村振興審議会でも必要に応じて中央で進められている農業基本法をめぐる見直し作業に対して、北海道からの意見を適宜提出していくことも含めて、今そのことが審議スケジュールには載っているわけではありませんが、そういうことも考えて弾力的なスケジュールを組んでおいたところがついこの間確認されたばかりです。

(四) 農業基本法への問い合わせ

それで農業基本法のほうはどうなつてゐるのかといふことに話を移したいと思います。これはご存じのように既に学者グループから成る農業基本法についての研究会というのが一昨年スタートして一年間の審議の結果、その答申が昨年の六月に行われました。この中身については論点

整理に留まり、私たちから見ると肩すかしと云いましょうか、こうあるべきだとう」とをあまりはつきり言つていません。この点については、こういう意見とこういう意見がある、それを調整して国民的合意を得ることが大事だという組立になつて、どうも読むと欲求不満になるような内容ですが、論点整理がこの研究会の任務ですからそれもやむをえなかつたかと思います。

それを受け、「食料・農業・農村基本問題調査会」というものが作られました。現行の農業基本法についても昭和二十六年に制定される前に「農業基本問題調査会」というものが作られて、「日本農業の基本問題と基本対策」という有名な東畠精一先生の報告書が出されています。それに準じて「食料・農業・農村基本問題調査会」が発足して、この四月一八日に第一回の会議を持つたばかりです。

そこで中央での議論にどの程度期待できるのか。いろいろなところが非常に注目しているところですが、一般的に学会あたりで言われていることは、あまり期待出来ないのでない。農業を発展させる立場からですが、どうもそういう意見が通るには客観的環境が非常に良くない。いま国会でも財政改革で農業予算を増やすどころか更に削減せよ、六兆百億円のカット・ウルグアイラウンド対策についても縮小しろとか期間をもつと延ばせとか、そういう声ばかり伝わってくる状況の下で、新しい農業基本法の見直しというのはもつと長期的な視点で見なければならぬ課題のはずですが、なかなか状況としては良くないことが一つです。

それから構成メンバーにも問題があります。特に直接的な農業者の代表というのは、数え方にもよりますが全体の中で四人しか入っていません。むしろマスコミ代表の方が多い。そのマスコミにもいろいろなマスコミがありますが、カット・ウルグアイラウンドの時に市場開放宣言書を張った中央紙を中心として、もっぱらそういうところから入っています。そういう調査会の構成の問題が一つあります。この調査会と



▲美瑛町畑作風景

いうのは現行基本法を作る時の東畠座長による本格的な体制と言うよりは、どうも放談会というようになつていて、実質的な法律作りの実務そのものは農水省の局長クラスで作られている行政官グループが別途基本法の原案作りにあたっています。そういうグループから出てくる原案は恐らく今行われている行政の枠が、がらと変わる内容になるというふうには考えられません。そういう意味では新しい基本法も行政の継続性という点から言うと新農政の枠組みを大きく越えることはないのではないかという観測が行われています。

二、新たな農業基本法と北海道農業

(一) 基本法農政の総括と北海道の立場

新農政の枠組みということで言うと、特に北海道のような專業地帯から見ると非常に不満が大きい。これは以前からいろいろと議論されていました。認定農家というのを作りまして、これから伸びていこうという農家には思い切つて投資するけれども、他の農家というのは農業の担い手として考えないという思い切つた選別政策です。状況から言ってそれはやむをえないことです。第一種兼業農家が圧倒的多数を占める様な日本の平均的な状況に於いてはやむをえないところがありますが、主業農家を主体としている北海道はそれでは困るのです。一部の農家には集中的に投資するけれども、他の多数の農家については何もしない。新農政というのは端的に言えば兼業で食つて行きなさいということです。一部の中山間地帯については特別に考えましようという全体の枠組みになっています。それでは北海道はどうするのかということについては答えないというのが新農政です。そういう枠組みの中で農業基本法の見直し作業が進められるということになりますと、それでは困る、どうし

ても北海道としてはそういう作業に対して北海道としての意見を上げていかなければならぬと思います。農業・農村振興条例というのはそのまま第一ステップの足場を作つたと理解するべきではないかと考えています。基本法農政と北海道について時間も余りありませんので簡単に申し上げてみたいと思います。先ほど申し上げた農業基本法についての研究会の答申では全体の四分の三が現行の農業基本法に基づく基本法農政の総括にあてられています。それをふまえて新しい農業基本法の論点整理をするという形になっています。この総括というのは結論的に言うと、農業基本法は新しい日本の農業の農業構造の改革を目指して構造政策を最重点にしたのですが、その点では成功しなかつたということが総括の基本になっています。

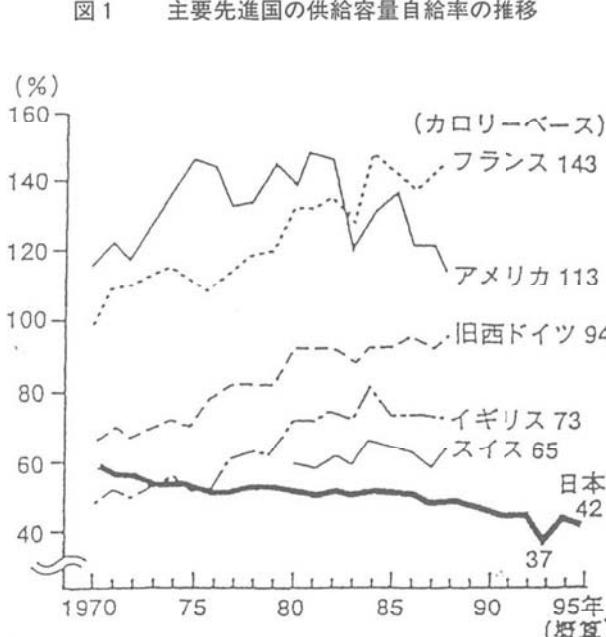
(二) なぜ新たな基本法が必要なのか

そういうところから新しい農業基本法はどうあるべきかというふうに展開されていくわけですが、例えばそれは自立農家を育成しようとしたがうまくいかなかつた。だから今度の農業基本法では同じように自立農家の育成ではだめだろう。むしろ農家という枠組みに余り期待しないで経営体とする。新農政ではそういう論理構造になつています。経営体、組織体ということで新農政からは農家という言葉が消えたという風に言われています。

そういうことで進められると、北海道としては当然異議を唱えなければなりません。北海道については基本法農政の結果というのは府県とはずいぶん違つてあります。構造政策については府県ではそれが実現しないふうに書かれています。その通りにして北海道については基本的に農業基本法の優等生という言葉があるようですが、構造政策が中身を言えばいろいろあるけれども、少なくとも自立農家を近代的な專業経営というふうに理解すれ

ば、それを大量に作り出しました。当時販農切り捨てと言われた小規模農家がいなくなるということを農協では暗に想定していたのですが、北海道ではそれが実現してしまいました。これについてはいろいろ評価があると思いますが販農切り捨てとか三割農政とか言われたことが、北海道では結果として実現して非常に強力なEIO並と言われる自立農家の大群を作り出したというのが北海道農業の到達点であります。そういう点から言えば当然基本法農政の総括が違つてゐる。総括が違つてれば方針も違つてゐるはずです。おそらくこういう自立農家、自立經營あるいは家族農業というようなものをさらに強化していくという方向づけが北海道では取られなければならないだらうと思います。そのところに大

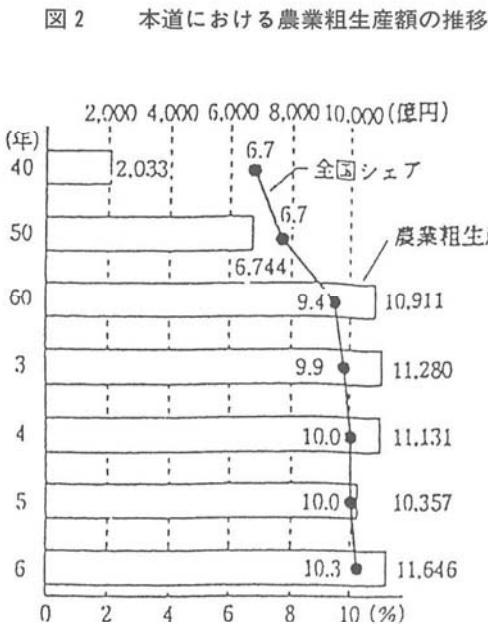
きな違いがあると思います。一つだけ基本的な例をあげましたけれども、他のいろいろな面についてもそういうことが言えようかと思います。北海道の立場から農業基本法について何があるべきだとどうことをもつともっと具体的に言つていく必要があるのではないかと思います。



農業基本法をめぐる論点というのはたくさんありますし、特に重要なのは株式会社による土地所有の問題が、この間いろいろなところで見えかくれしております。これは農地行政の基本に関わることでして、行政改革の中で全国農業会議所をなくすとかそのような話まで出て大変危なかつたのですが、結果としては農業基本法をめぐる論議の中で引き続き論議していくことで、この問題は先延ばしされました。農業会議関係者の間では一時大変危機感を持ちましたが、逆に農業基本法をめぐる非常に大きな論点としてこの問題が浮上してきています。これも北海道の立場からどう考えるのか。もし株式会社が土地を持つことが出来るということになりますと、北海道のように府県から見て地価が非常に安い地域では特別な問題を抱えることになります。道農業会議会長の美瑛町の松岡さんが、あの丘の風景で有名な美瑛の一萬ヘクタールの農地を買おうと思えば三〇〇億円で全部買えるというお話をされておりましたが、反二〇〇万円と反一〇〇万円、反五〇〇万円としても五〇〇億円です。今的企业から見たら二〇〇億とか五〇〇億というのはほんの金じゃないか、こういうのが通つたら北海道はみんな企業に買ひ占められて我々は再び小作人になるのかというようなお話をされていました。府県のようにお外の地価形成の影響がほとんどない北海道では、そういうことが現に起きかねない状況なのです。これもほうておきますと農業の今の価格低落という状況に対する歯止めがない限り、農業内部からも離農したいが土地を買ってくれるところがない。買ってもらえないければ借金も払えないということで農協も困る。密かに株式会社でも何でもいいからこれを引き取つてくれるところが欲しいという声が出てきてもおかしくない一般的な状況にあるわけです。そういう中でどのようにしてこの農地

を守り保全して次代に引き渡していくのかといふのは容易でない、非常に難しい課題であります。北海道から警告し声を上げていいことがもつと必要です。そういうことについて農業基本法の見直しがどれだけ応えてくれるのか、これからは少し私の意見が入りますが、この点について検討の出発点からきちんとしていただきたいというふうに考えております。

やともと農業基本法をなせ変えなければならないのか。なぜ新たな農業基本法が必要なのかといふことについて何となく見直さなければならぬという話になっていますが、「地域と農業」の中で北海道立中央農業試験場の長尾経営部長が問題を提起しています。なぜ変えなければならないか納得出来る説明がない、実はその点が問題なのだということが書いてあります。私もその通りだと思います。この研究会報告や農水省



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

の文章を見ても何かはつきりしているようでは必ずしもはつきりしていません。状況が大きく変わったからだと言われていますが、状況が変わつたから変えなくてはならないということだと、憲法も状況が変わつたから変えなければならないということになります。法律についての改正理由としては状況が変わつたというのは根拠不十分です。

事実、外国ではどうかといいますと、ドイツとかフランスとかの農業基本法あるいはそれにあたる農業基本立法を持つている国について農水省が調査したものがあります。ドイツは日本の農業基本法のモデルになつた農業基本法を持っています。これは一九五六年に制定されました。日本の農業基本法より大先輩です。今回、これだけガットが変わり、EIOからEIIになつたというヨーロッパでも、大変化があるにも関わらず、EIIでは農業基本法を変えないそうです。日本の農水省からの問い合わせに対しても、これは宣言立法的なものであつて非常に抽象的な立法なので変える必要はないとのドイツが正式に答えたそうです。フランスやイギリスではどうかといいますと、基本立法を持つていますが、部分的に変えるそうです。部分的に変えるというのはどういうことかというと大枠は変えない。ただ具体的な措置に触れている部分で今回のWTO条約あるいはEII、特に一九九一年のキャップ改正でヨーロッパの共通農業政策がかなり大きく変わりました。それに伴つて具体的な措置で変えなくてはならないところだけを見直すということになつています。ですから状況が変わつただけでは変えない、変える必要はないということです。具体的に国と国との条約とか上位規定というのでしようか、それとの関係で変えなくてはいけない部分についてだけ手直しをするというのが外国のいきかたのようです。

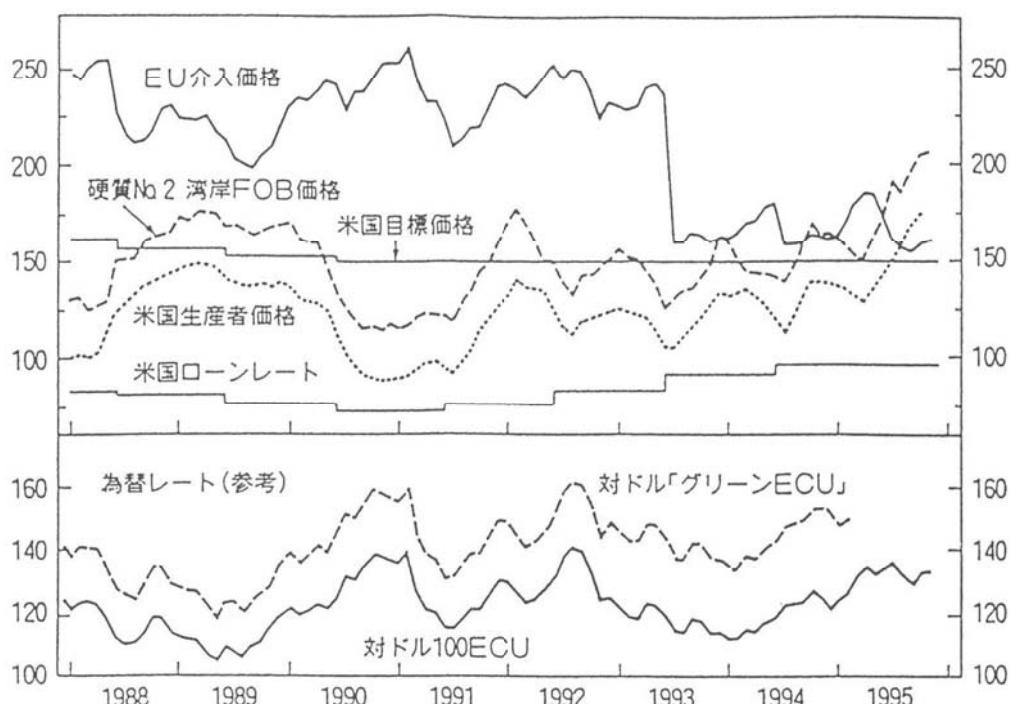
そういうことから言うと、日本の農業基本法は死に絶えたとか植物人間化したとか言われてだいぶ経っていますが、変えなくてはならないという理由がどの程度あるかといふことになります。しかしこれは変えなくてはならない理由があるのであります。具体的に言うとガット農業合意を曰

本政府が受け入れてWTO体制のもとに入つたという事で変えなければならなくなっている。その所が実はきちんと説明されていないのが大きな問題ではないかと思います。

これは行政の方は良くご存知の様ですが、我々は案外気がつかないことで、具体的に言いますと農業基本法の第三章が農産物等の価格及び流通となつていまして、第一一条に農産物の価格の安定、第二三条には輸入に関する農産物との関係の調整という条文があります。念のため重要な部分を読み上げてみますと、第一一条では「国は、重要な農産物について、農業の生産条件、交易条件に関する不利を補正する施策の重要な一環として、その価格の安定を計るため必要な施策を講ずるものとす」というものがありまして、WTOでは“黄色の政策”（註①）といふことで政府が価格に介入するのはだめだということになつていて、それに第一条が引っかかるわけです。第二三条はさらに具体的に「農産物の輸入によって、これと競争関係にある農産物の価格が著しく低落し又は低落する恐れがあり、その結果その生産に重大な支障を与える又は与える恐れがある場合において、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする」ということがあり、これがWTO条約にもろに引つかかる。主としてこういう所を直すために農業基本法全体の見直しが必要となつてゐるわけです。そうだとすれば、なぜそこがほやかされているかというと、農業基本法にこういう明確な規定があるにもかかわらず、それに反する合意を受諾した政府の責任というものが浮上するわけです。このことを主要な論点にしたくないということがあるように思ひます。こういつWTOから最大の被害を受けている北海道は、やはりこういう点についてもっと明確にしてその責任をどうするのかという問い合わせをして行く必要があるのではないかと思います。

実は、EUではそのことを大変明確にしています。キャップ改革では、ご存知のようにテカップリング（註②）といつものが普遍的に導入されました。日本ではテカップリングといいますと中山間対策と条件不利地

図3 小麦の価格（ECと米国の比較）（単位：ドル/トン）

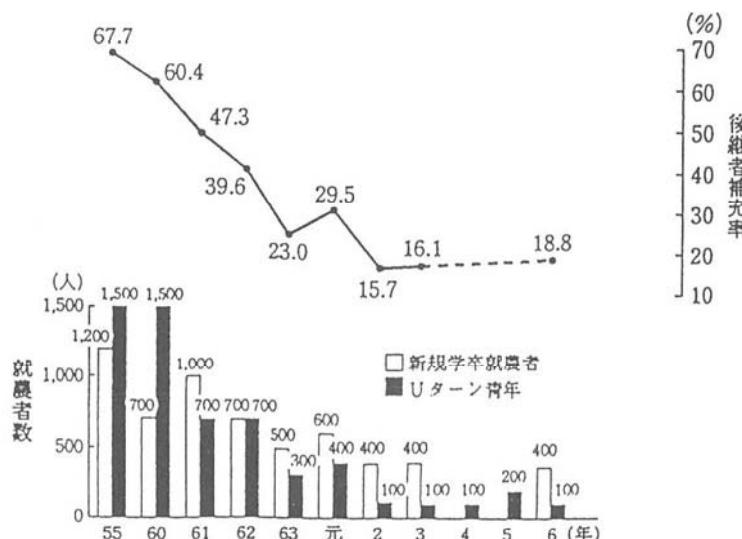


対策というふうに受け取られています。確かにデカップリング、直接所得補償方式というのは以前ヨーロッパでは山岳アグリカルトと条件不利地帯の対策として導入されていました。しかし一九九二年のキャップ改革の非常に大きなことは、一九九三年のガット合意が既に見えていましたから、今まで条件不利地帯に限定されていたデカップリングを農業中核地帯も含めて全体に適用するというのがキャップ改革の一番のポイントなのです。その根拠はガット合意及びWTO条約によって今までヨーロッパ各国の政府あるいはEUが農民にしてきた約束が守れなくなつた。そのための補償としてそれは国家の責任であるということを認めてそれについて補償するということを明確にしたのです。フランスではつきりと損害賠償という言葉を使っています。中身も損害賠償にふさわしい大変なものであります。図の⑥を見て下さい。これは金沢大学の村田さんが著書の中で紹介しているのですが、ヨーロッパではガット合意によつて農産物の支持価格を大幅に下げました。そういう意味では日本以上にEUもガットによる損害が非常に大きかつたのです。一九九一年から九年では一〇〇キロあたり政府介入価格が四〇マルク近いのですが、これがガット合意以降は段階的に大幅引き下げになつて一五マルクというふうに、大体三〇%以上引き下げになりました。先ほど北海道で畑作価格が一〇%引き下げと言いましたが、それ以上の引き下げがヨーロッパではあります。しかしこれには大きな狙いがあります。図の③ですが、これはEUの介入価格が一円と下がつた結果、アメリカの目標価格にほとんど近づくところまで引き下げている。最近の穀物の不作その他がありましてアメリカの生産者価格は上がつてきていますから、EUの価格とアメリカの生産者価格が逆転してしまいました。つまりEUでは支持価格を大幅に引き下げるによって、アメリカとの国際競争力を強化することを意図的にやつています。そのことによつてここまで下がつて来ればアメリカと対等にやれる、そういう形でEU域内の自給体制を守つています。しかしそのことによつて農家の所得は大幅に下がり

ます。それに対するまさに国家の損害賠償として直接所得補償方式が導入されました。これは我々からみて非常にわかりやすい政策だといえると思います。

日本の農業基本法の見直しというのも、そういう見直しが必要になつてきました経過から考えれば、ヨーロッパのように方向づけていくことは決しておかしなことではなくて、基本的な見直し作業の心棒になる

図4 農業後継者の就農数と後継者補充率の推移



資料:農林水産省「農家就業動向調査」、「農業動態調査」、「農業構造動態調査」及び「農林漁業現地情報(特定情報)収集結果」

部分ではないだろうか。しかし残念ながら今までのところそういうふうには問題はたてられていない。そういうふうに問題をたててものを申ししていくとすれば、これは北海道しかないだろう、あるいは北海道だけではなくて府県の主要農業地帯を含めての問題提起すべきではないだろうか、それが北海道の役割だと思うのです。農業基本法と北海道農業という点ではその他いろいろなことを言わなければならないと思いますが、大きな問題ではそういうことがあります。

(三) 直接所得補償制度の導入をめぐって

ただこの問題については各方面で非常に微妙な状況になつていて、先ほどの研究会がテカップリングについて言及して、それが消費者負担型か財政負担型かこういう問題のたてかたをしていました。価格政策で農業を守るというのが消費者負担型、テカップリング的手法を導入するとなると財政負担型ということになります。この二つをならべてトレードオフ関係、「二者择一」という出し方 자체問題だと思いますが、経団連がそれに乗つて財政負担型にすべきであると言つたのです。それは価格政策、あるいは国境措置、関税を一切なくし、そのかわりテカップリングを一部認めるという言い方だと思います。そういう動きを警戒して全中、JAグループでは、農業基本法に対して討議資料を出して組織内討議をしています。その中では、「テカップリングについては非常に限定的に『条件が著しく不利な地域に関しては、テカップリングも必要である』といふ言い方をしています。他の一般については価格政策、国境措置で行くべきだという方向で意見を取りまとめつつあります。これはなかなか取り扱いが難しい問題になつています。こういう点についても北海道が取り組むべき研究課題として、ヨーロッパを参考にしながらきちんと体系立てて解明する必要があるのでないだろうか。いずれにしても直接所得補償政策ということを言つのであれば、それは一部中山間地帯の問題ではなくて、ガット合意で一番困っている地域全体について正面から答

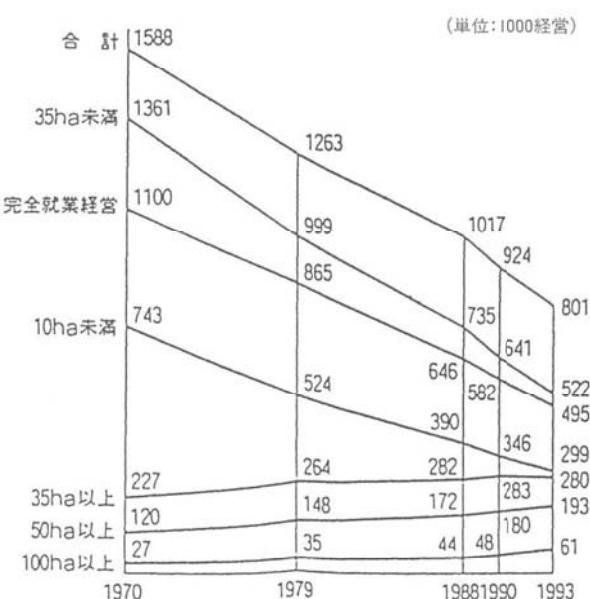
えるかたちで定義しなければだめだと思つています。

三、農協組織に問われているもの

協同組合の基本的価値の実証

政策的なことをいろいろ申し上げたわけですが、これから北海道農業を守り発展させ子孫にきちんと引き継ぐということをやつしていく上で一番大事なのは、農業者自身の頑張りであり農業者の組織の頑張りであると言わなければなりません。そういう意味ではこういう状況そのものが特に農協の組織についていろいろなことを問い合わせているのだろうと

図5 フランスの農業経営数の経営規模別変化



出所) 石月義訓「現代フランス農業構造の特徴」(未定稿)

原資料は、AGRESTE-Recensements agricoles en 1970, 1979, 1988.
Enquetes structures en 1990 et 1993.

思います。この点については、いま農協だけではなく生協もなかなか大変ですし、協同組合については順風満帆の時代は過ぎ、逆風に立ち向かつて行かなければならぬ時期です。今日農協関係の方が大勢いらっしゃると思いますが、大変な苦労をなさっていると思います。

いま、農協で一番必要なことは、結論的にいいますと、協同組合の基本的価値の実証ということだと思います。協同組合の基本的価値というのは、ご存知のように一〇A（註③）の第三〇回大会が東京で開かれたときのメインテーマになった問題です。実は協同組合というのが非常に苦難に直面して世間からは協同組合というのは過去の遺物だと歴史的使命が終わつたとかさんざん言われて、組合の組織事業も縮小に向かつて大変な状況にあります。ヨーロッパは一九七〇年代からそういうことでした。農協はそれでもないのですけれど特に生協が一九七〇年代、八〇年代で組合員が激減するとか、全国的な連合会組織が倒産するとか、協同組合が株式会社に看板替えするとかそういう状況がずっと続いてきました。その事をふまえて、実は組織内で足掛け一〇年以上の議論になりました。その中で協同組合原則を大幅に見直す、端的にいえばもつと株式会社に近いものにして協同組合の現代化、効率化をはかるという路線が一つです。それから今までの協同組合の非常に困難な状況というのは協同組合であるゆえにその不効率のためにおきたことではなくて、逆に協同組合が協同組合原則を放棄して無限に会社組織に接近していくことからあきたのだ、だから今必要なことは、協同組合原則の再確認・再強化であるという全く違つた二つの路線が国際的に対抗してその決着をつけたのが、一昨年のマンチエスター大会、第三一回大会でした。これは協同組合原則の再確認ということで国際的に決着がつきました。日本は生協も農協も含めてこの協同組合の再確認のほうで一貫して主張してきたので、そういう点では日本の協同組合陣営の主張が国際的に認められたということです。

東京大会以来の国際的議論は他人事ではなく、ヨーロッパで一九七〇

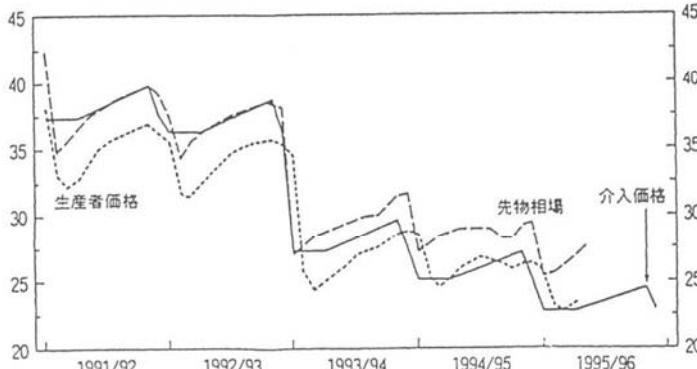
年代からきている協同組合の歴史的困難に、日本の農協では生協も含めていま直面しているわけです。しかし生協の方はかなりこの為の組織討議をやりましたが、自分たちの問題なのですけれども、農協は組織討議をあまりやりませんでした。これは大変残念なことで、今の農協に降りかぶつている問題を切り抜けていく上で参考になる論点がたくさん含まれています。農協批判というのはいろんな点で当たつていて直さなければならぬところがあるのですが、協同原理そのものを否定して、農家の農協離れを助長するような論調が意図的に取られている中で、そういう事について我々も問題整理をして、もう一度協同とは何か、このことをきちんと確認する。協同組合の現代的基本的価値と言うと難しくなりますが、存在価値でいいのです、なぜ会社ではなく協同組合なのかというところをもう一度再確認して、理屈で確認するのではなく一番大事なことは事実で確認するということだと思います。新食糧法という中で、今まで法律で、もつと言えば統制で農協に荷物を預かっていたのがそのままつかえ棒がはされるわけですから、荷物を集めてくれる保証は農協に出すのが結局自分達の得になるというそういう事実以外のなにものでもないのです。そういうものをどういうふうに事業の中で活動の現場で実証していくのか。つまり農協が今まで法律に守られた統制団体ということでなんとか保つてきたのが、法律がなくなつた途端に崩れてしまうということでは協同組合としての中身がなかつたという事になります。法律的つかえ棒はなくなり、規制緩和はどんどん進むけれど、しかし協同の中身があるかぎり、むしろそういう中だからこそ協同の力でみんなを守っていくことを実証しなければいけない時期にきています。

一つだけ加えますが、ゴールデンウイークの時中国で日本農業についてのシンポジウムがありました。北海道では三島さんと私が参加してきました。参加した日本側の人たちがみんな一様に驚いていたのは、中國の人たちが日本の農協組織に対しても熱っぽい関心を持っていることです。これにはもちろん背景がありまして今中国では食糧輸出

国から輸入国に転じて、レスター・ブランが書くように、そのうち中国は食糧輸入大国になつて世界の食糧を全部中国で買いつめてしまうとも言われています。それに対して中国は、そんな事はないと否定していますが、しかしこのままいくと食糧のそななる危険性は大いにあることも同時に認めています。その原因は二つあります。一つは中国の高度成長が日本型の高度成長であつて、高度成長が土地・水資源・労働力を農業から奪つて行く、農業を食いつぶす形での高度成長、つまり日本は悪いモデルを提供したわけです。日本型の高度成長から軌道修正して、

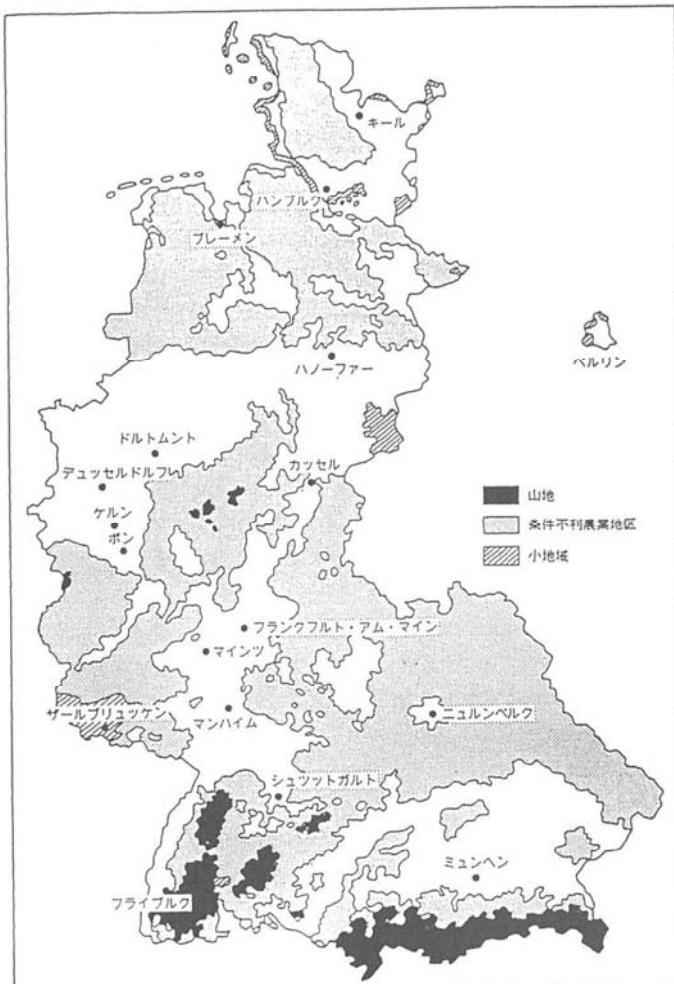
中国型の農工両全の高度成長に転換出来るかどりか。もう一つは農業内部の組織です。人民公社が解体して戸別生産になりました。「戸別生産」とは、農地を農家戸数で割ると一戸あたりわずか〇・五ヘクタールという、一億ヘクタールの土地に一億戸の農家がある大変な零細經營なのです。ですから最初は農地改革と同じでどんどん生産が伸びただけれども、それが一九八〇年代半ばから頭打ちになつて最近では落ちてきている。農業内部の問題としてこれをどうすればいいのか、それは新たな組織化しかない。つまり零細戸別経営の限界にぶつかつてきているわけ

図 6 小麦価格の動き(ドイツ) (単位:マルク 1000kg)



出所) Agrarwirtschaft, Jg. 45(1996), Heft 1, S. 36.

図 7 旧西ドイツにおける条件不利地域



です。人民公社型ではない新たな組織とは何なのか、中国でも当然いろいろな研究をして日本型の農協システムを導入しなければならない。アメリカにもヨーロッパにも立派な農協がたくさんあるけれど、ああいう専門農協形態というのは中国の現状に「マッチしません。日本型の総合農協形態こそが中国の問題を解決してくれるのではないか」という非常に熱い関心を持つていて、いろいろなテーマで議論されました。殆どの分野の人々が必ずしも農協問題、新しい組織化問題に言及するという状況でした。

日本側の団長は東京農工大の学長の梶井先生で、梶井学長は今度全国農協大会で基調講演をなさるそうですが、こういう中国の、日本の農協に対する強い期待を是非日本に紹介して日本の農協陣営に確信を持ってもらおう。そのように期待されるにふさわしい農協改革を進めてもらう様に申しあげると中国側の人たちにおっしゃっていました。農協改革についても単なる生き残り策ということではなくて、北海道は全国に比べても北海道方式という、いわば別個な原理での改革方針を持つていると私は理解しています。行政的にも農業組織・農民組織の点でも単なる受け身ではなく、大きく今の時代に対応していくための基本条件の構築というものが今急がれる時期であるし、そのことがいろいろな形で少しつつ出来ているという状況ではないかと思います。こうすることを進めていく上で（社）北海道地域農業研究所の役割は、そういう課題に照らして見るといろいろな課題がてくるのだろうということを最後に申し上げまして、私の話は終わりたいと思います。
どうも、長時間ご静聴ありがとうございました。

△司会△ 今日の記念講演は、北海道農業・農村振興条例に端を発しまして日本の農業の根幹に触れる問題を提示頂きました。これから北海道農業をどうしていくのか関係者で大いに議論をしながらやつていかなればいけないと思います。また最後には私たち（社）北海道地域農業

研究所にも叱咤激励があつたようで我々も一生懸命やつていきたいと思います。どうもありがとうございました。

註①黄色の政策： 「ブルグアイラウンジ協定」の政策諸規定の内、「国内支持の削減」の条項がある。各国の農業政策の内、削減対象となる国内政策を「黄色の政策」（イエローポリシー）と呼んでいる。この対象となる代表的な例としては、日本の食管制度のような政府による直接的な価格支持政策がある。これに対して削減の対象から免除された助成策を「緑の政策」（グリーンポリシー）と呼んでいる。その中身としては市場価格に直接影響しない試験研究、普及事業、土地基盤整備事業などがあり、デカップリング政策と称せられる農業直接所得補償政策もこれに含まれる。なぜ国内支持政策の削減が求められるかというと、国内支持政策の多くが農畜産物増産刺激的であり、貿易歪曲の原因となっているからである。

註②デカップリング（直接所得補償方式）： 一九八七年五月、パリで開催されたOECD閣僚理事会でアメリカの政府代表が提案した。生産対策と不足払いによる所得補償を切り離し過剰在庫を解決するために提案された。その後EUに於いては、辺境地帯の農家の所得を直接補償する意味で使われている。例えば①価格支持引き下げに伴う農業所得減少分の補填②条件不利地域における農家助成③環境保全型農業への転換助成④生産抑制のための生産調整計画に伴う所得減少補填などが認められウルグアイラウンジの国内支持政策の削減対象から外されている。

註③I C A： 国際協同組合同盟。一八九五年に結成された共同組合の国際連帯組織。現在九三カ国六七万五千組合が加入し、その組合員総数は七億五千万人を超えている。日本ではJA全中、全農、日本生協連など一〇団体が加盟している。

北海道農業・農村振興条例の構成

この条例は、「前文」と第一章「総則」、第二章「農業・農村の振興に関する基本施策」、第三章「農業・農村を支える基盤の形成」、第四章「北海道農業・農村振興審議会」の四章二五条で構成されている。

【前文】

- ・本道農業の位置付け、特色など
- ・農業・農村の基本的な役割など
- ・農業・農村を取り巻く状況の変化など
- ・魅力ある農業・活力ある農村を築くための取り組みなど
- ・道民が農業・農村を学ぶことの大切さなど
- ・農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継ぐといふ基本理念

【第一章】総則

- ◎目的（第一条）
 - ・農業・農村の振興に関する施策を総合的・計画的に実施することによる農業・農村の健全な発展及び豊かで住みよい農村の確立に寄与すること
- ◎道の責務（第二条）
 - ・総合的・計画的な施策の策定及び実施、市町村に対する助言等の支援
- ◎市町村の責務（第三条）
 - ・自然的・社会的条件に応じた総合的・計画的な施策の策定及び実施
- ◎年次報告（第四条）
 - ・農業・農村の動向等に関する年次報告の議会への提出

【第二章】農業・農村の振興に関する基本施策

- 【第一節 施策の基本方針】
- ◎施策の基本方針（第五条）

・収益性の高い地域農業の確立

・多様でゆとりある農業経営の促進

- ・農業の担い手の育成・確保・経営能力の向上
- ・環境と調和した持続的発展が可能な農業の促進
- ・豊かさと活力のある農村の構築

【第一節 農業・農村振興推進計画】

◎農業・農村振興推進計画（第六条）

【第二節 農業・農村の振興に関する基本的事項を定める計画の策定】

- ◎農産物の安定的な生産の促進（第七条）
 - ・農産物の安定的な生産、供給の促進

◎生産基盤の整備（第八条）

・農業生産の基盤の整備など

◎農産物の附加価値の向上等（第九条）

・流通加工施設の整備、関連産業との連携強化の促進など

◎農業の振興に資する技術の向上（第十条）

・試験研究体制の整備、研究開発の推進など

◎農業経営の体質強化（第一条）

・金融制度の充実、組織化、情報利用の高度化の促進など

◎市町村の責務（第二条）

・経営の複合化、多角化の促進など

◎農地の利用の集積（第十二条）

・農業経営の多様化（第二条）

・教育、研修、就農支援の充実など

◎環境と調和した農業の促進等（第十五条）

・農業による環境への負荷の低減、農業・農村の多面的な機能の増進

- ◎ 定住環境の整備（第一六条）
 - ・生活環境の整備など

- ◎ 活力のある農村の構築（第一七条）
 - ・農業者の自発的な活動、都市と農村との交流の促進など

- ◎ 財政上の処置（第一八条）
 - ・施策を推進するための財政上の処置を講ずること

- ◎ 農業者等の自主的な努力（第一九条）
 - ・施策を講ずるに当たっては、農業者等の自主的な努力を助長すること

- 【第二章】農業・農村を支える基盤の形成

〔第一節 道民の理解の促進等〕

- ◎ 道民の理解の促進等（第二〇条）

〔第一節 北海道農業・農村ふれあい促進基金〕

- ◎ 設置（第二二条）

〔第一節 道民の理解の促進に必要な事業の財源に当てるための基金の設置〕

- ◎ 基金の管理及び処分（第二二三条～第二二七条）

〔第四章〕北海道農業・農村振興審議会

- ◎ 設置（第二八条）

〔第一節 知事の附屬機関として審議会を設置すること〕

- ◎ 所掌事項（第二九条）

〔第一節 審議会は、農業・農村の振興に関する重要事項を調査審議することなど〕

- ◎ 組織及び運営（第三〇条～第三五一条）

〔附則〕

- ・この条例は、交付の日から施行することなど

農業基本法 通則

第二章 農産物等の価格及び流通

（農産物の価格の安定）

第十一条 国は、重要な農産物について、農業の生産条件、交易条件に関する不利を補正する施策の重要な一環として、生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を考慮して、その価格の安定を計るために必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の流通の合理化等）

第十二条 国は、需要の高度化及び農業経営の近代化を考慮して農産物の流通の合理化及び加工の増進並びに農業資材の生産及び流通の合理化を図るため、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下第十七条までにおいて「農業協同組合」と総称する。）が行う販売、購買等の事業の発達改善、農産物取引の近代化、農業関連事業の振興、農業協同組合が出資者等となつている農産物等の加工又は農業資材の生産の事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする。

（輸入に係わる農産物との関係の調整）

第十三条 国は、農産物（加工農産物を含む。以下同じ。）につき、輸入に係わる農産物に対する競争力を強化するため必要な施策を講ずるほか、農産物の輸入によつてこれと競争関係にある農産物の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあり、その結果、その生産に重大な支障を与えるおそれがある場合において、その農産物につき、第十二条第一項の施策をもつてしてもその事態を克服することが困難であると認めらられるとき又は緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。